

IV 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

指定障害者支援施設については、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図りながら、障害者等の施設入所から地域生活への移行を進める一方で、入所施設の柔軟な受入体制を確保することから、1,325名を、障害者支援施設の必要入所定員総数として見込みます。

指定障害児入所施設については、児童発達支援センターを中核とした身近な地域での支援体制の構築を目指しつつ、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な移行を図る一方で、医療的ケア児を含めた障害児の受入体制を引き続き確保することから、427名を、障害児入所施設の必要入所定員総数として見込みます。

【必要入所定員総数】

(単位：人)

区 分	R4 A	第6期 計画値	R5 実績見込	R6	R7	R8 B	増減 (B-A)
指定障害者支援施設	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	1,325	0

※指定障害者支援施設：夜間の居住系サービス（施設入所支援）に日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を組み合わせる実施。療養介護の入院定員は含まない。

(単位：人)

区 分	R4 A	第6期 計画値	R5 実績見込	R6	R7	R8 B	増減 (B-A)
指定障害児 入所施設	福祉型	100	100	100	100	100	0
	医療型	327	327	327	327	327	0

※指定福祉型障害児入所施設：障害児を入所させて日常生活の指導等を提供。

※指定医療型障害児入所施設：障害児を入所させて医療及び日常生活の指導等を提供。医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（国が指定する国立病院に重症児病棟を設置するもの）。定員は療養介護（18歳以上）と兼用。

V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保・定着及び資質の向上等のために講ずる措置

1 サービス提供にかかる人材の確保・養成

(1) 人材確保・定着の取組み

教育委員会等とも連携し、高校生の障害福祉サービス事業所でのインターンシップ体験実習等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組みを進めます。

また、富山県福祉人材センターと連携した福祉人材の無料職業紹介や学生等への修学資金や他業種で働いていた方の障害福祉分野への就職準備金の返済免除制度のある貸付を実施するほか、事務負担の軽減・業務の効率化のためICTやロボットの導入支援などの取組みを通じ、障害福祉サービス等に係る人材の確保・定着を推進します。

(2) 人材養成の取組み

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

また、障害者等の重度化・高齢化が進む中、介護や医療など多職種間の連携ができる人材がますます求められることとなります。

指定障害福祉サービス等の提供にあたっては専門職員であるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス等及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとなっていることから、これらの者の養成研修を実施し、事業所に必要な人材を確保します。

なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるような内容にするとともに、相談支援に関して中核的な役割を担う人材である主任相談支援専門員を養成する研修を新たに設け、相談支援の質の向上を目指します。

さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務

に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対しても相談支援従事者研修の受講を促します。

また、居宅介護従業者、同行援護従業者などの養成研修を実施し、サービスが適切に提供されるために必要な人材の確保に努めるとともに、介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう研修の受講を促します。

行動障害を有する者の特性に応じ、一貫性を持った支援を実施できるよう、施設従事者、居宅介護従業者等に対し強度行動障害支援者養成研修を実施するとともに、関係機関との連携による専門分野別研修により、精神障害者や、罪を犯した障害者の特性に応じた適切な支援の充実に取組みます。

さらに、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについて、ピアサポートの質を確保する観点から、障害者ピアサポート研修を実施します。

その他、障害支援区分認定調査員や市町村審査委員会等への研修を実施し、サービスの適正な支給決定が確保されるよう努めます。

また、サービス管理責任者等研修、相談支援従事者養成研修等に関する国の指導者研修への派遣を行うなど、指導者の養成を図るとともに、専門分野別研修の充実や、研修方法についても、動画配信やオンラインでの研修を採り入れるなど、見直しに努めます。

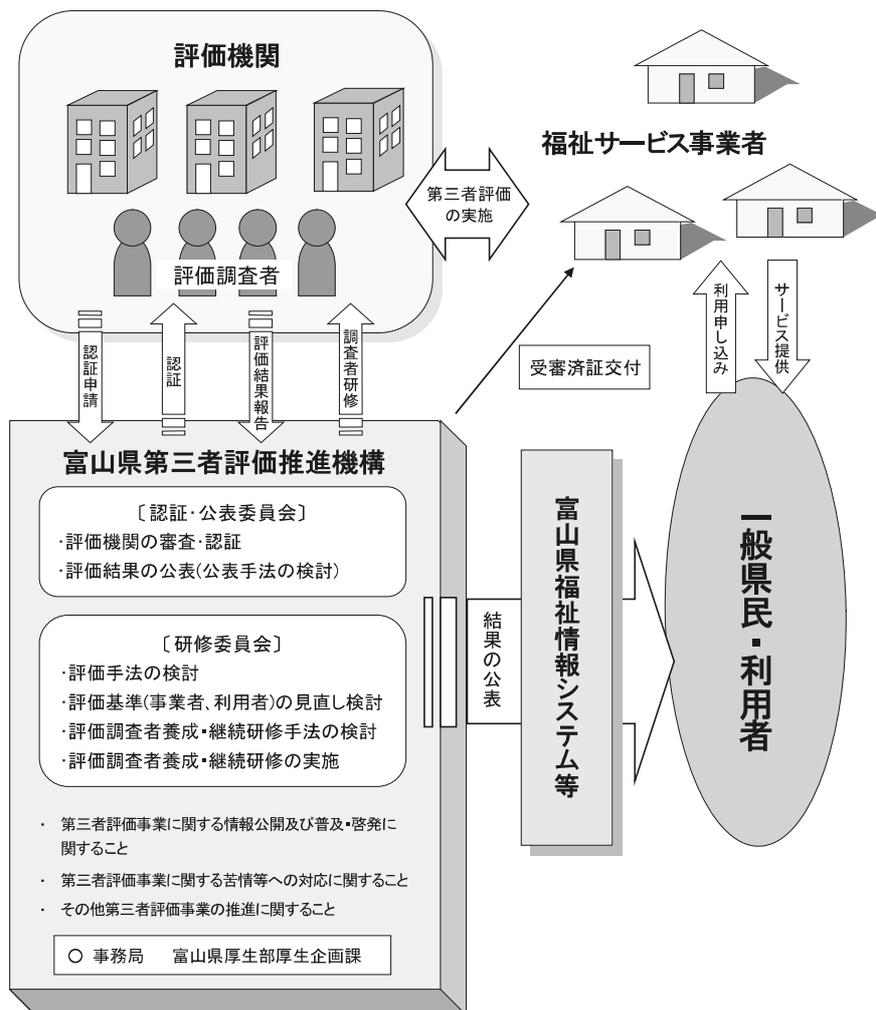
V

2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

利用者本位の質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を行うことが重要です。この手段の一つとして、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービス进行评估する「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。

また、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者は適切なサービスの選択に活用することができます。

このように、福祉サービス第三者評価制度の活用が図られることは、福祉サービスの向上と利用者の適切なサービスの選択に資することとなるものであり、県では福祉サービス第三者評価制度が多くの福祉サービス提供事業者を活用されるよう事業者に対して制度の周知を図り、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組みを実施するとともに、評価結果等の提供体制の充実を図ります。



VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

本県の地域生活支援事業では、成果目標の達成に資するよう、障害者等のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保されるよう配慮しながら、主に、専門性の高い相談事業や人材育成など広域的見地からの支援事業に取り組みます。

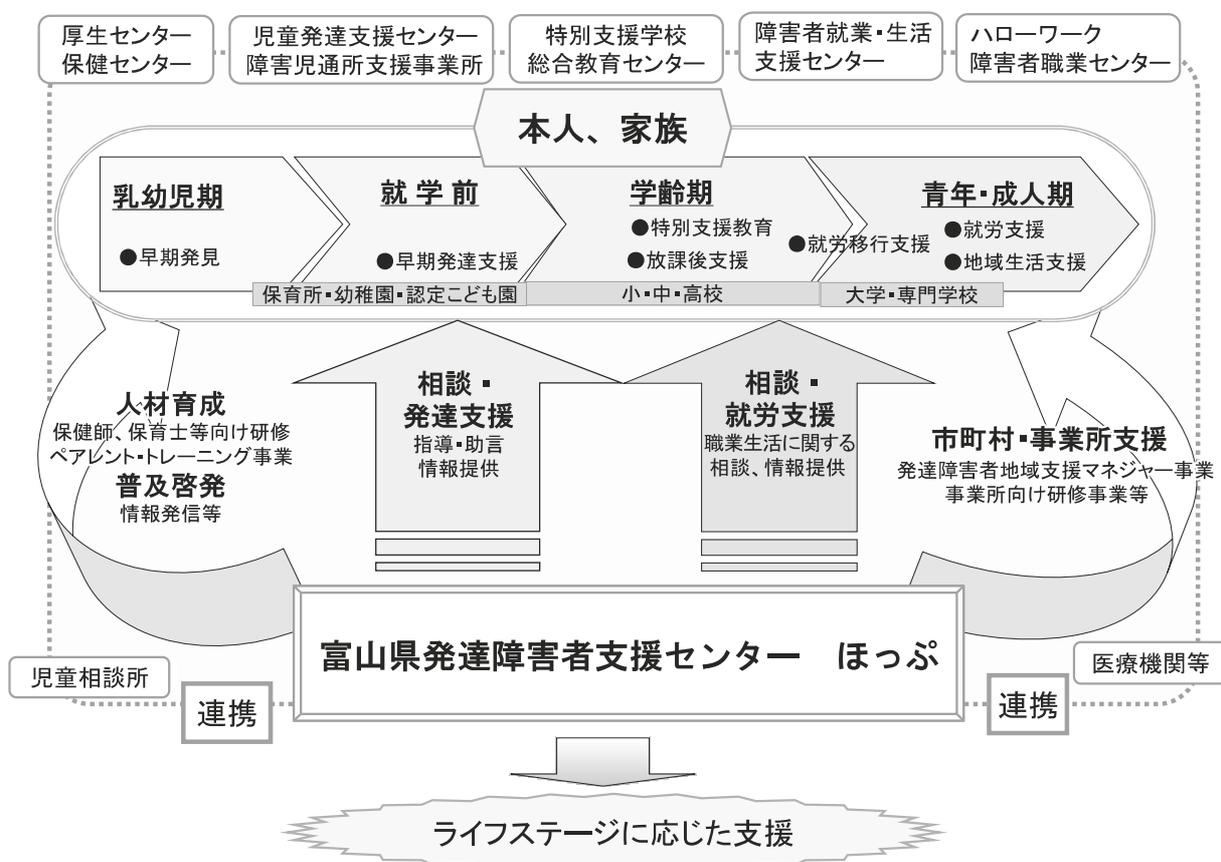
VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

事業名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 専門性の高い相談支援事業										
① 発達障害者支援センター運営事業	1	275	1	270	1	270	1	270	1	270
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	1	230	1	242	1	254	1	266	1	278
③ 障害児等療育支援事業	9	/	9	/	9	/	9	/	9	/
④ 障害者就業・生活支援センター事業	4	2,130	4	2,190	4	2,220	4	2,250	4	2,280
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業										
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	/	18	/	23	/	23	/	23	/	23
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	/	6	/	10	/	8	/	8	/	8
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	/	5	/	5	/	6	/	6	/	6
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業										
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	延38	/	延40	/	延40	/	延40	/	延40
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	/	延146	/	延150	/	延150	/	延150	/	延150
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	/	0	/	0	/	0	/	延10	/	延10
(4) 広域的な支援事業										
① 県相談支援体制整備事業	14	/	10	/	10	/	10	/	10	/
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業										
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	1	/	1	/	1	/	1	/	1	/
イ 地域移行・地域生活支援事業	/	36	/	39	/	42	/	45	/	48

1 専門性の高い相談支援事業

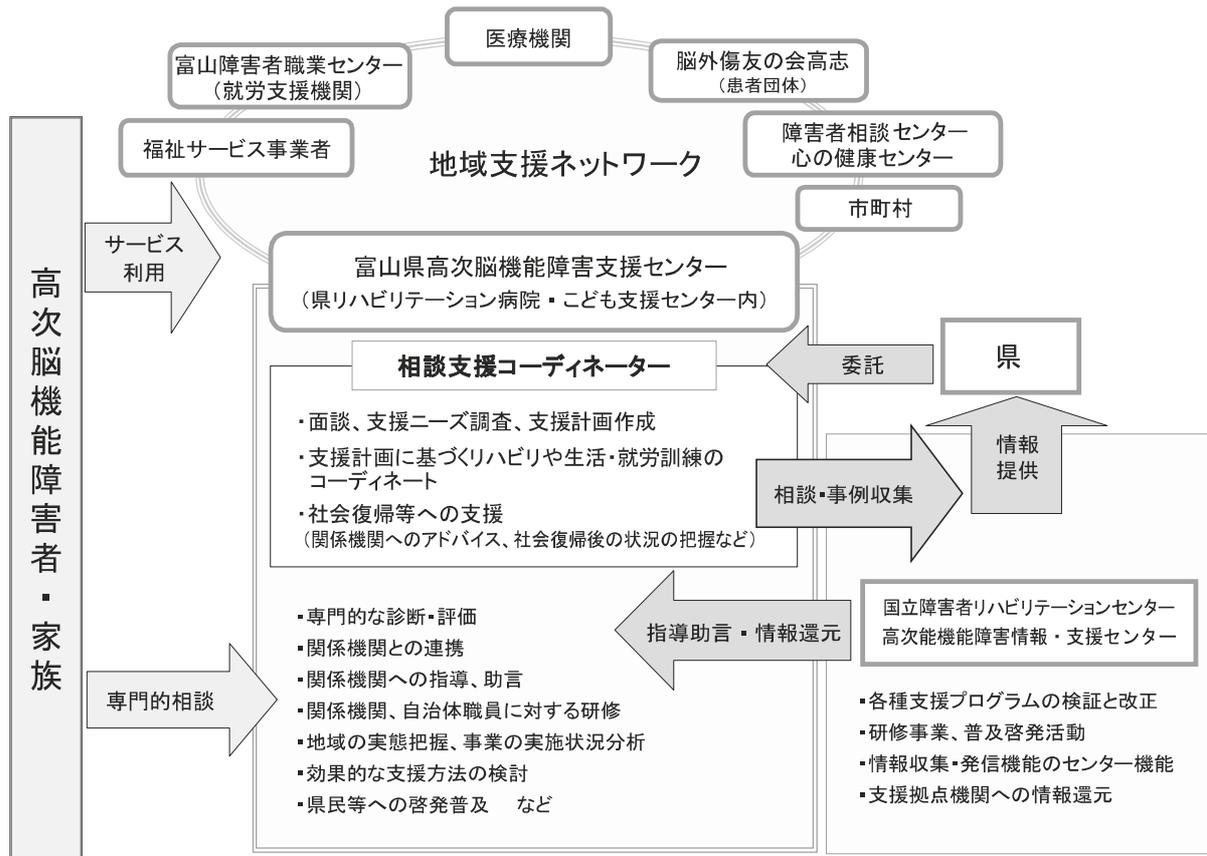
(1) 発達障害者支援センター運営事業

富山県発達障害者支援センター（平成 15 年 7 月開設）において、発達障害者等が身近な地域でライフステージに応じた支援を受けられるよう、きめ細かな相談支援や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。また、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関への支援や連携を強化するなど、発達障害者等やその家族への支援体制のさらなる整備を図ります。



(2) 高次脳機能障害支援普及事業

富山県高次脳機能障害支援センター（平成 19 年 1 月開設）において、高次脳機能障害に関する理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関との連携体制を整備し、高次脳機能障害者やその家族等への相談、就労などの総合的な支援を行います。



(3) 障害児等療育支援事業

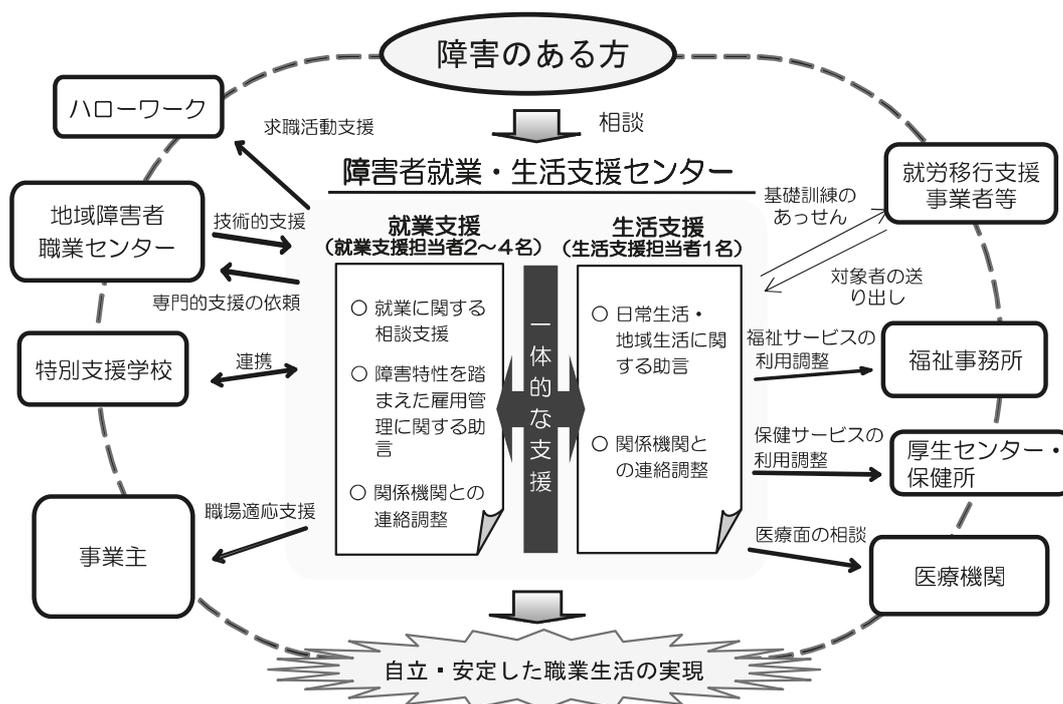
障害者施設や児童発達支援センターにおいて、在宅の重症心身障害児（者）等の身近な地域における生活を支えるため、市町村と連携しながら、家庭訪問や外来による療育相談等の療育機能の充実を図ります。

事業名	圏域	実施施設	実施年月
療育拠点施設事業	全県	県リハビリテーション病院・こども支援センター	H28.1～
療育等支援施設事業	新川	新川むつみ園	H10.4～
		児童発達支援センターつくし学園	H15.4～
	富山	四ツ葉園	H15.4～
		富山市恵光学園	H15.4～
	高岡	かたかご苑	H11.4～
		高岡市きずな子ども発達支援センター	H19.4～
	砺波	障がい者サポートセンターきらり	H14.4～
		わらび学園	H15.4～

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

各障害保健福祉圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、職場体験、求職活動、職場定着相談などの就労支援や、健康管理、住居、年金などの生活設計に関する助言などの日常生活、社会生活上のきめ細やかな相談体制により、障害者の就労継続と地域における自立した生活を支援します。

雇用と福祉のネットワーク



区分	設置主体	設置場所	指定時期
富山圏域	(福)セーナー苑	セーナー苑(富山市)	H14.12
高岡圏域	(福)たかおか万葉福祉会	かたかご苑(高岡市)	H16.9
新川圏域	(福)新川むつみ園	新川むつみ園(入善町)	H18.3
砺波圏域	(福)湊明会	障がい者林 ^o -トセンターきらり(砺波市)	H20.3

※ 障害者就業・生活支援センターは障害種別に関わらず利用できます。

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。

また、手話の普及活動を行う団体等への支援等を通じて、県民が手話を学ぶ機会の確保にも努めます。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図ります。

(3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、失語症者の自立と社会参加を図ります。

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備するとともに、広域的な派遣を行います。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図ります。

(3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に失語症向け意思疎通支援者を派遣することにより、失語症者の自立と社会参加を図ります。

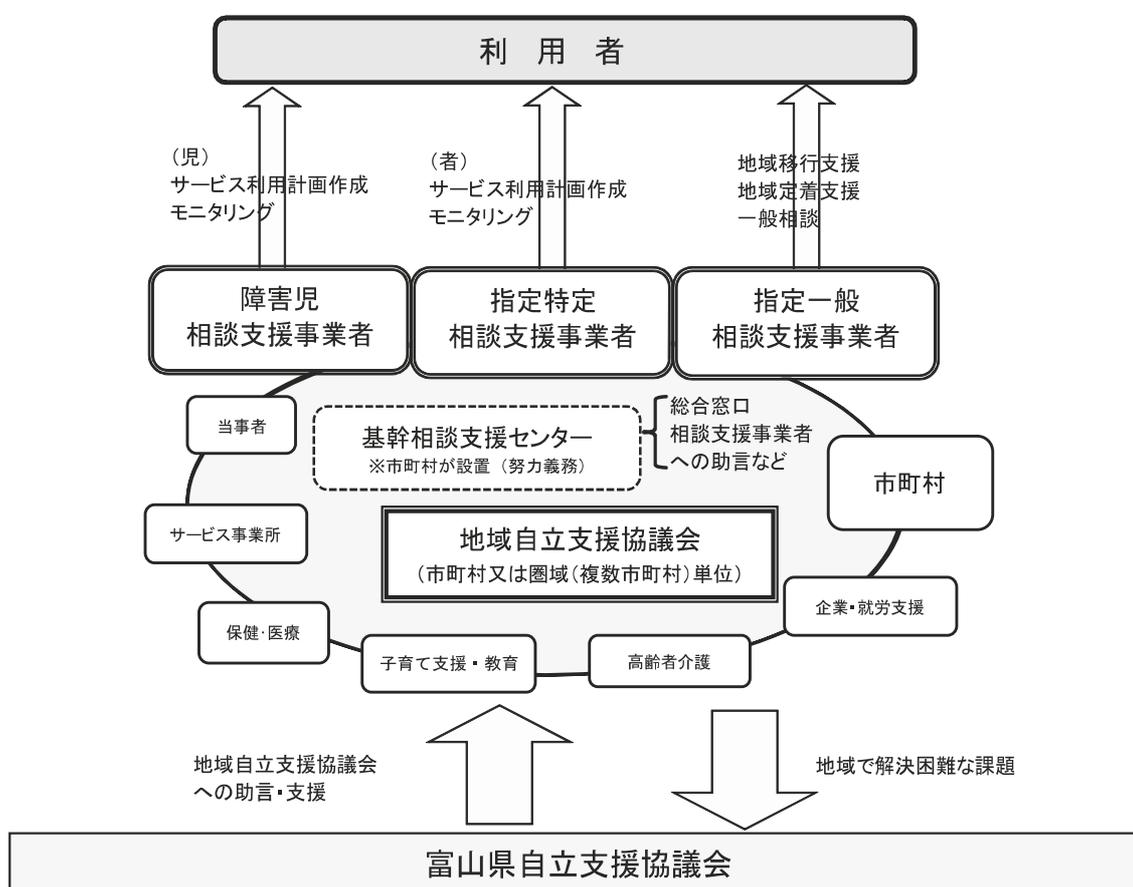
「富山県手話言語条例」の概要		施行期日：平成30年4月1日
<p>前文</p> <p>【手話とは】 ・手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。</p> <p>【手話の歴史】 ・日本では、大正以降、ろう学校における手話の使用が制約された。 ・ろう者は、手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。</p> <p>【条約、法令の制定】 ・障害者権利条約や改正障害者基本法において、手話の重要性について明記された。 ・本県では「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいる。今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要である。</p> <p>【今後の本県の目指すべき姿】 ・ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指す。</p> <p>目的</p> <p>・①基本理念、②県の責務、県民等及び事業者の役割、③手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与する。</p> <p>基本理念</p> <p>(1)手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。 (2)手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。</p>	<p>県の責務</p> <p>(1)手話の普及等に関する総合的な施策の策定、実施 (2)市町村、関係機関・団体との連携、ろう者及び手話通訳者等の協力 (3)手話の普及等に関する施策を実施する市町村への支援 (4)ろう者が生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮</p> <p>県民等及び事業者の役割</p> <p>(1)「県民」・・・条例の基本理念についての理解を深める (2)「ろう者等」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進 (3)「手話通訳者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進、職務に係る倫理と知識の保持、手話通訳技術の向上 (4)「手話の普及等に関係する者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進 (5)「事業者」・・・ろう者へのサービス提供時や雇用時における、手話の使用に関する合理的な配慮</p> <p>基本的施策</p> <p>県障害者計画において手話の普及等の施策を定め、総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>【手話の普及等に関する施策】</p> <p>(1)相談及び意思疎通の支援体制の整備(県聴覚障害者センターへの支援等) (2)手話による情報発信(ろう者の県政に関する情報の取得支援) (3)災害時等への対応(ろう者の情報取得や意思疎通支援のため市町村と連携等) (4)観光旅行者等への対応(ろう者が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等) (5)手話通訳者の確保、養成等(手話通訳者の確保、養成、手話通訳技術の向上) (6)事業者への支援(手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者への支援) (7)手話を学ぶ機会の確保等(県民や県職員が手話を学ぶ機会の確保) (8)学校における手話の普及(聴覚障害児や教職員等への支援、手話への理解促進)</p> <p>協議会の設置</p> <p>「県手話施策推進協議会」を設置し、手話の普及等の施策等について意見聴取する。</p>	

4 広域的な支援事業

(1) 県相談支援体制整備事業

障害者等の地域生活を支えるネットワーク構築に向けた調整や広域的課題の解決を図るとともに、相談支援体制を一層、充実・強化するため、地域自立支援協議会（P 9 参照）等にアドバイザーを派遣するなどの取組みを行います。

また、県は、広域的な立場から、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関で構成される「富山県障害者自立支援協議会」（平成 20 年 6 月設置）により、市町村の取組みを支援しています。



(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに資する取組みを推進します。

自立支援協議会精神部会、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等を通じた、市町村の枠を超えた医療、福祉、行政機関等の連携により、精神障害者の自立した日常生活及び社会生活のための支援を行います。

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が自らの意向に即して充実した生活を送ることができるよう、ピア・フレンズを各種相談会などに派遣し、当事者の立場から地域移行・地域定着を支援します。

また、災害等の緊急時においても専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備すること等により、専門的なケアを必要とする者に日常的な相談体制の強化、及び事故・災害等発生時の緊急支援体制の強化を図ります。

5 各種人材の養成

居宅介護や同行援護サービス等が良質かつ適切に提供されるよう、居宅介護従業者等の養成研修を行います。また、障害者等の自立と社会参加が十分図られるよう、手話通訳者やボランティア等の養成研修を行うとともに、指導者の確保に努めます。

また、国における研修制度の見直しを踏まえ、県が実施する研修についても内容の充実を図り、一人ひとりの特性や能力等や見極め、個々人に合った質の高いサービスを効果的に提供できる人材の育成に努めます。

事業名	R4年度 まで	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度 まで
	(累計) 養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	(累計) 養成 見込 人数
①居宅介護従業者養成研修	560	6	20	20	20	626
②同行援護従業者養成研修	652	24	30	30	30	766
③強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業	705	100	150	150	150	1,255
④強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業	512	85	70	70	70	807
⑤精神障害者関係従事者養成研修事業	975	80	80	80	80	1,295
⑥登録手話通訳者	100	3	3	3	3	112
⑦要約筆記者養成研修	124	10	10	10	10	164
⑧盲ろう者通訳・介助員養成研修	98	5	5	5	5	118
⑨失語症者向け意思疎通支援者養成研修	11	5	6	6	6	34
⑩パラスポーツ指導員養成研修	800	30	30	30	30	920
⑪サービス管理者責任者等養成研修(基礎研修)	2,588	147	140	140	140	3,155
⑫サービス管理責任者等養成研修(実践研修)	71	67	160	80	80	458
⑬サービス管理責任者等養成研修(更新研修)	561	167	180	180	180	1,268
⑭相談支援従事者養成研修(初任者研修)	1,239	44	60	60	60	1,422
⑮相談支援従事者養成研修(現任研修)	798	63	60	60	60	920
⑯相談支援従事者養成研修(主任相談支援専門員研修)	25	12	14	17	20	88

6 その他

(1) 生活訓練事業

障害者等の生活の質的向上を図るため、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。

○技能講習関係

点字講習会、IT関連講習会

○機能訓練関係

歩行訓練講習会、会話講座、オストメイト社会適応訓練講習会、リハビリ教室、音声機能障害者発声訓練講習会

○日常生活動作関係

家庭生活教室、健康教室、文化・教養教室、交通安全教室

(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者等が身近な地域でスポーツに親しめるよう、パラスポーツ指導員の養成など、環境整備を推進します。

また、障害者等がスポーツ・レクリエーションを通じて心身の発達や健康の維持増進を図るとともに、県民の障害者等に対する理解を深め、その自立と社会参加の促進を図るため、障害者スポーツ大会（陸上競技、水泳競技、卓球競技、フライングディスク競技等）やスポーツ教室等を開催します。

Ⅶ その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

県では、県障害者権利擁護センターを設置するとともに、市町村（障害者虐待防止センター）をはじめ関係機関・団体等からなるネットワークを構築し、情報の共有や連携の強化を図り、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。また、事業者・市町村職員を対象に障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等についての研修を実施します。

なお、これらの体制や取組みについては、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。

また、高齢者や児童虐待の防止に取り組む関係機関とも連携し、効果的な体制の構築に努めます。

さらに、県では虐待事案を効果的に防止するため、次に掲げる点に配慮した取り組みを行います。

（１）相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者及び虐待を防止するための委員会の設置を徹底するなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。特に、継続サービス利用支援により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに

鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図っていきます。

(2) 一時保護に必要な居室の確保

必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行います。

(3) 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られますが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等を実施します。

(4) 権利擁護の取組み

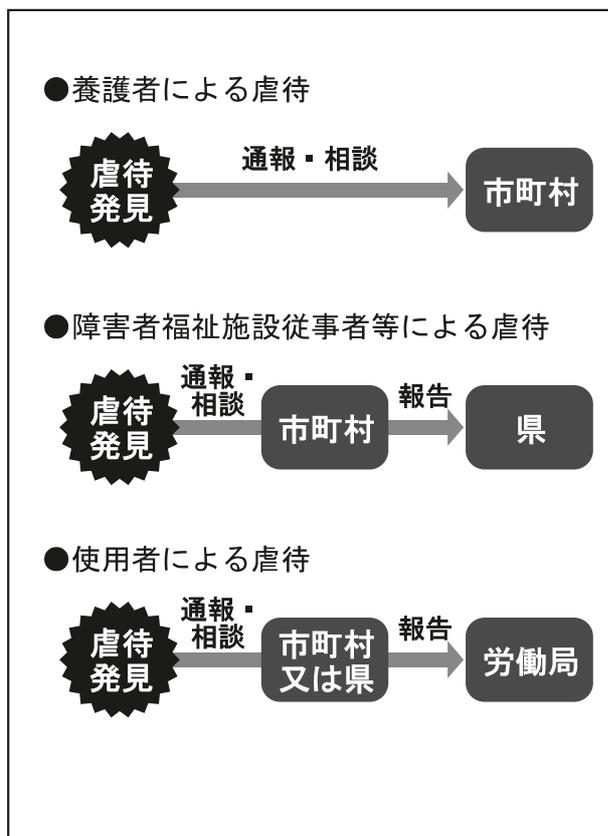
障害者等の権利擁護の取組みについては、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、広域的な見地から、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修や、市町村の成年後見制度利用促進に関する施策の推進についての援助を行い、当該制度の利用を促進します。

障害者虐待防止法の概要（平成24年10月1日施行）

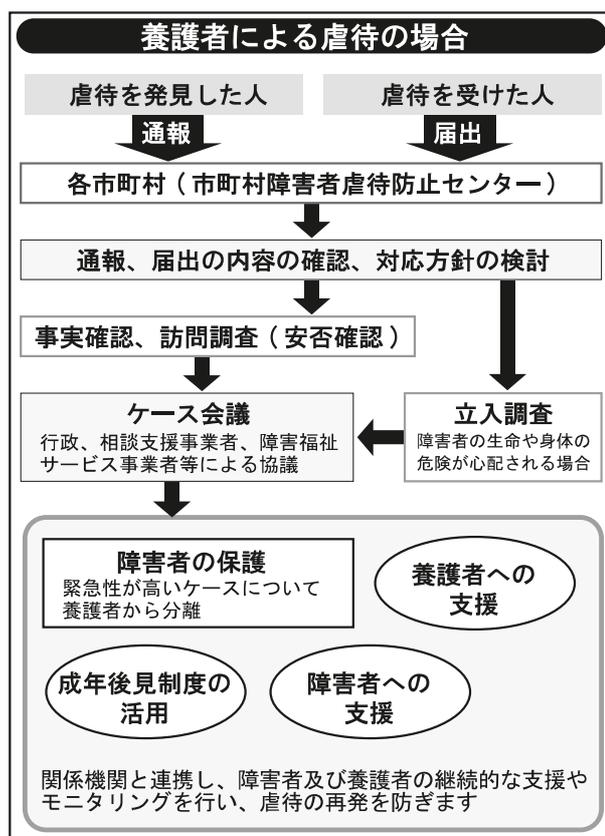
【目的】

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【虐待の種別による通報スキーム】



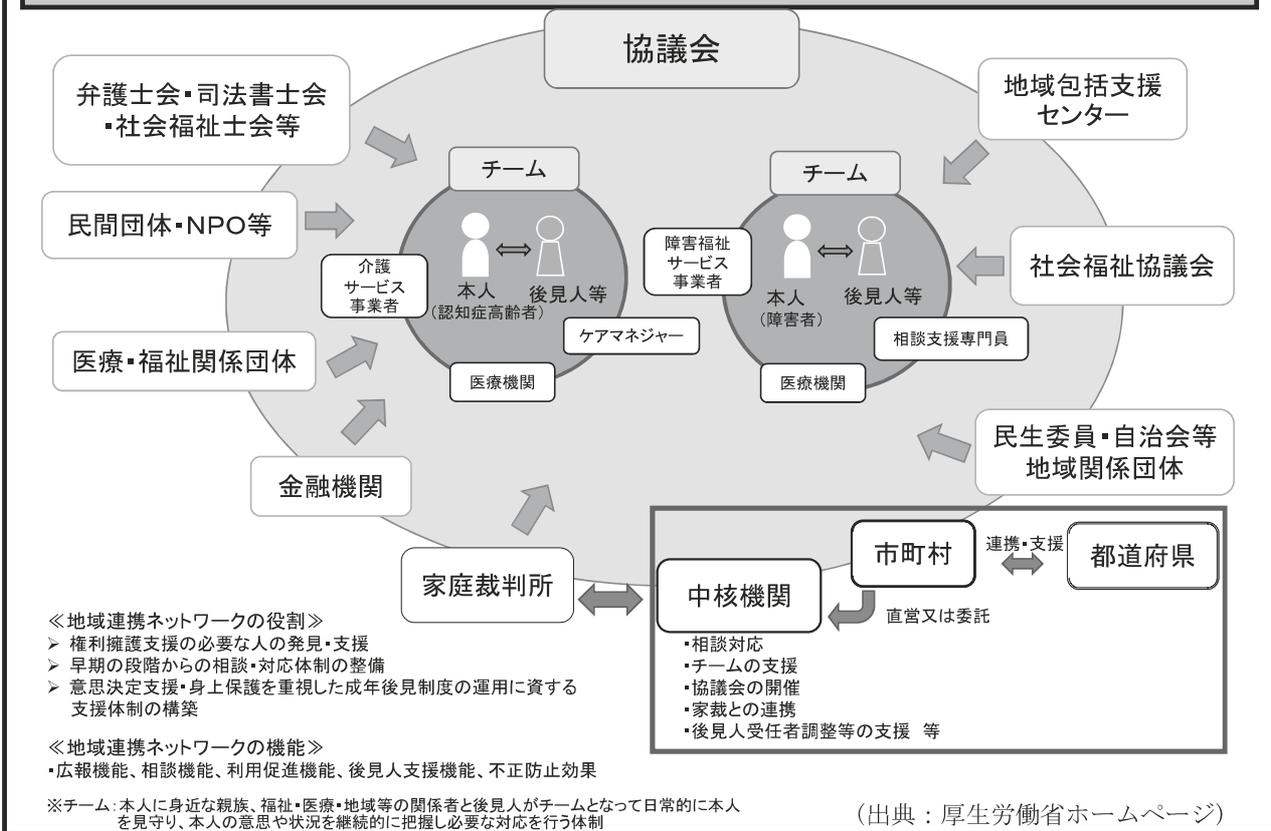
【通報・届出後の対応】



【障害者虐待の類型】

- ①身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
- ②放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
- ③心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
- ④性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
- ⑤経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

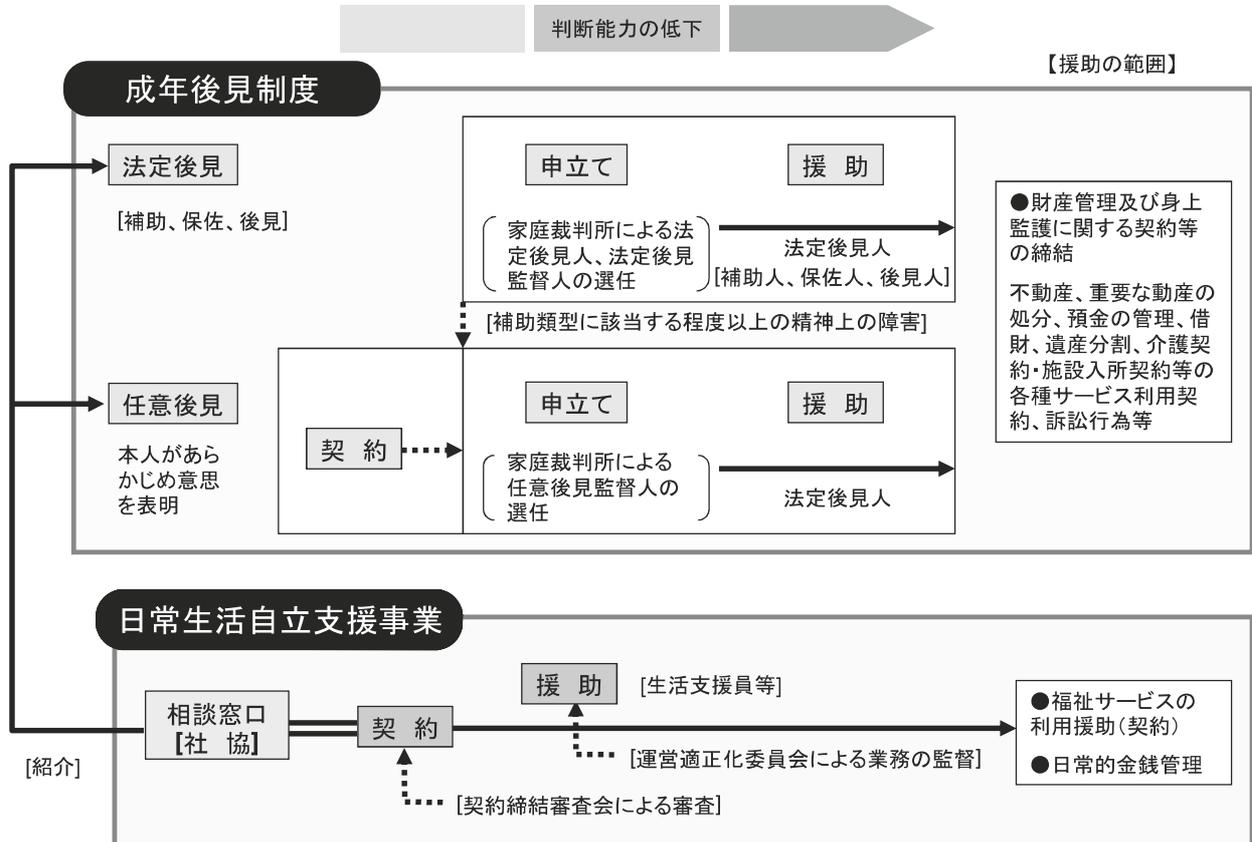
地域連携ネットワークのイメージ



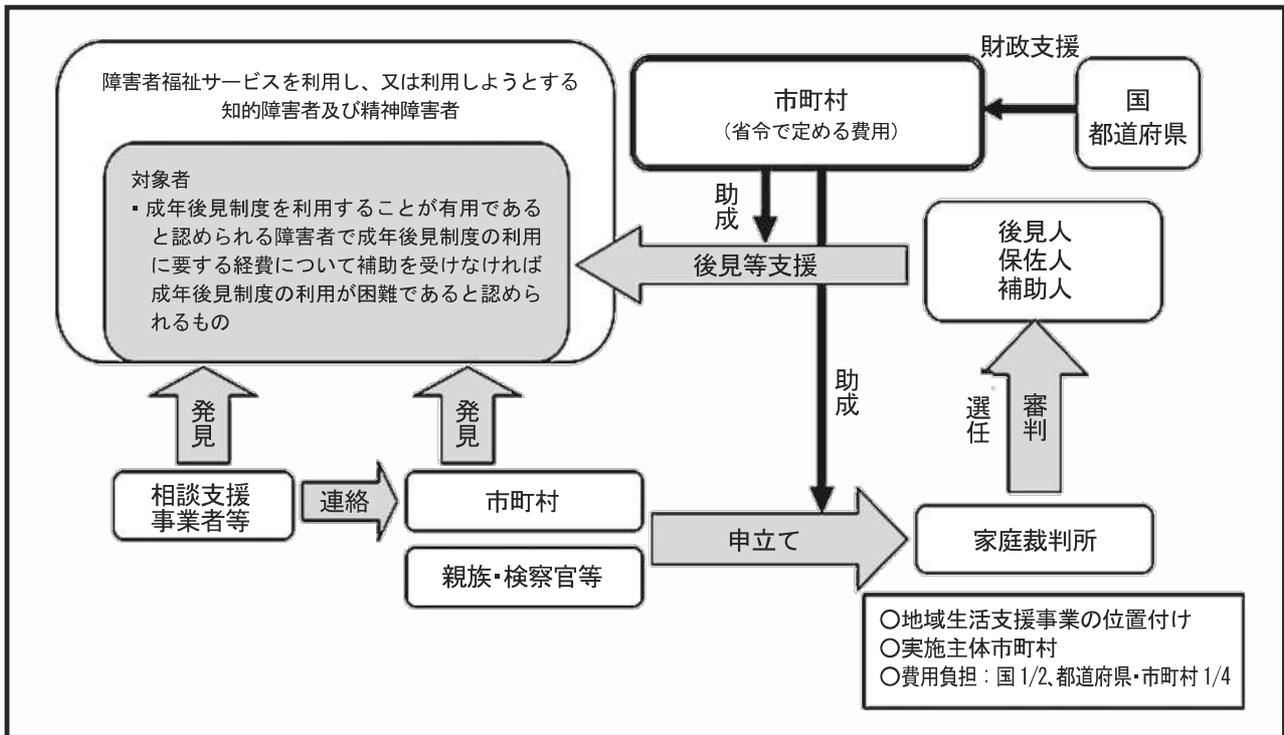
VII

成年後見制度と日常生活支援事業

その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項



成年後見制度利用支援事業



2 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

3 障害者等の社会参加を支える取組み

障害者等の社会参加や障害者等に対する理解を促進するため、絵画展など芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、写真等の文化芸術教室等を開催するほか、障害者等の主体的な文化芸術活動の支援等に努めます。

また、障害者等の文化芸術活動を支援する「富山県障害者芸術活動支援センター（ばーと◎とやま）」の活動を支援することで、次のような取組みへの支援に努めます。

- ・文化芸術活動に関する相談支援
- ・文化芸術活動を支援する人材の育成
- ・関係者のネットワークづくり
- ・文化芸術活動に参加する機会の創出
- ・障害者等の文化芸術活動の情報収集及び発信

読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備に努めます。

4 障害を理由とする差別の解消の推進

国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正（平成 23 年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 25 年）が相次いで行われました。

障害者差別解消法には、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止（令和 6 年 4 月から事業者の「努力義務」が「義務」へ改正）」等が規定(*)されました。

県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（県条例）」を制定（平成 26 年）し、障害者差別解消法及び県条例は、共に平成 28 年 4 月に施行されました。県条例では、障害を理由とする差別の禁止のほか、障害者差別に関する相談体制（地域相談員、広域専門相談員）についても定めており、地域相談員には民生委員・児童委員に加えて、各市町村長が委嘱している身体障害者相談員や知的障害者相談員などに委託しています。（令和 5 年 3 月末現在で 1,561 名に委託）

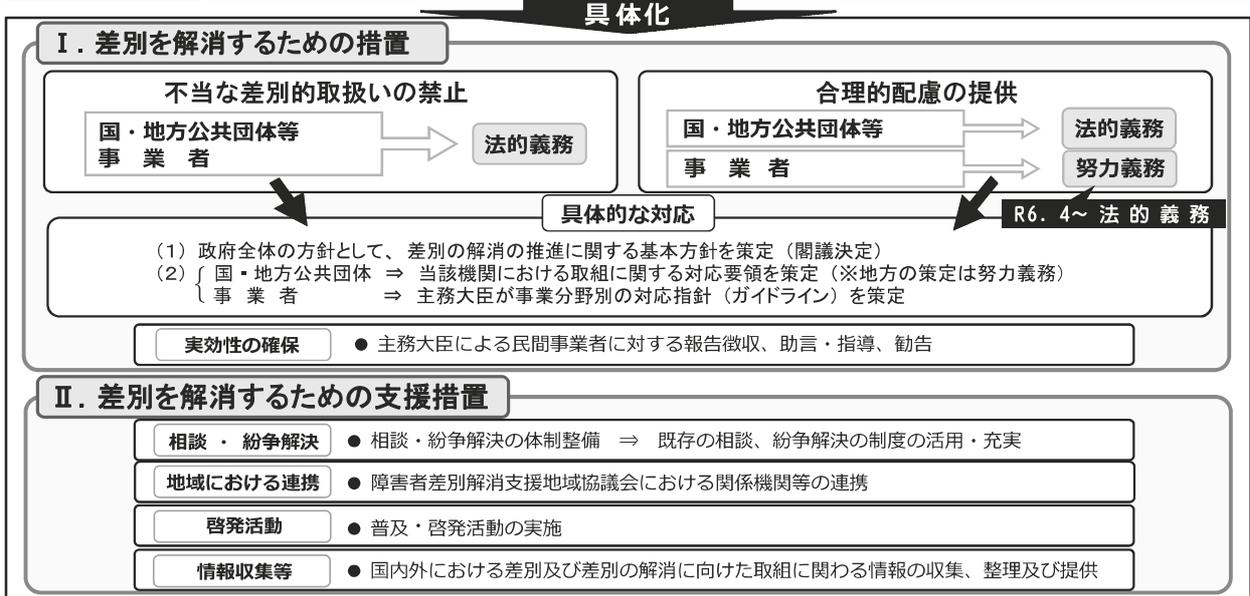
県では、障害を理由とする差別の解消に向け、県民や事業者等に対し、障害者差別解消法及び県条例の周知啓発のほか、相談員等による差別に関する相談対応や紛争の防止・解決体制の強化充実等を図ります。

また、「障害者週間」におけるキャンペーン事業の実施、ヘルプマーク・ヘルプカードの導入等により、外見からは障害のあることが分からない場合や自ら意思表示をすることが困難な人への支援の充実に取り組み、障害及び障害者に対する理解の促進に努めます。

(*) 事業者の障害者への合理的配慮の不提供の禁止について、本県では条例を制定した当初から義務化している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 〔何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。〕	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 〔社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。〕	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 〔国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。〕
--	--	--	---



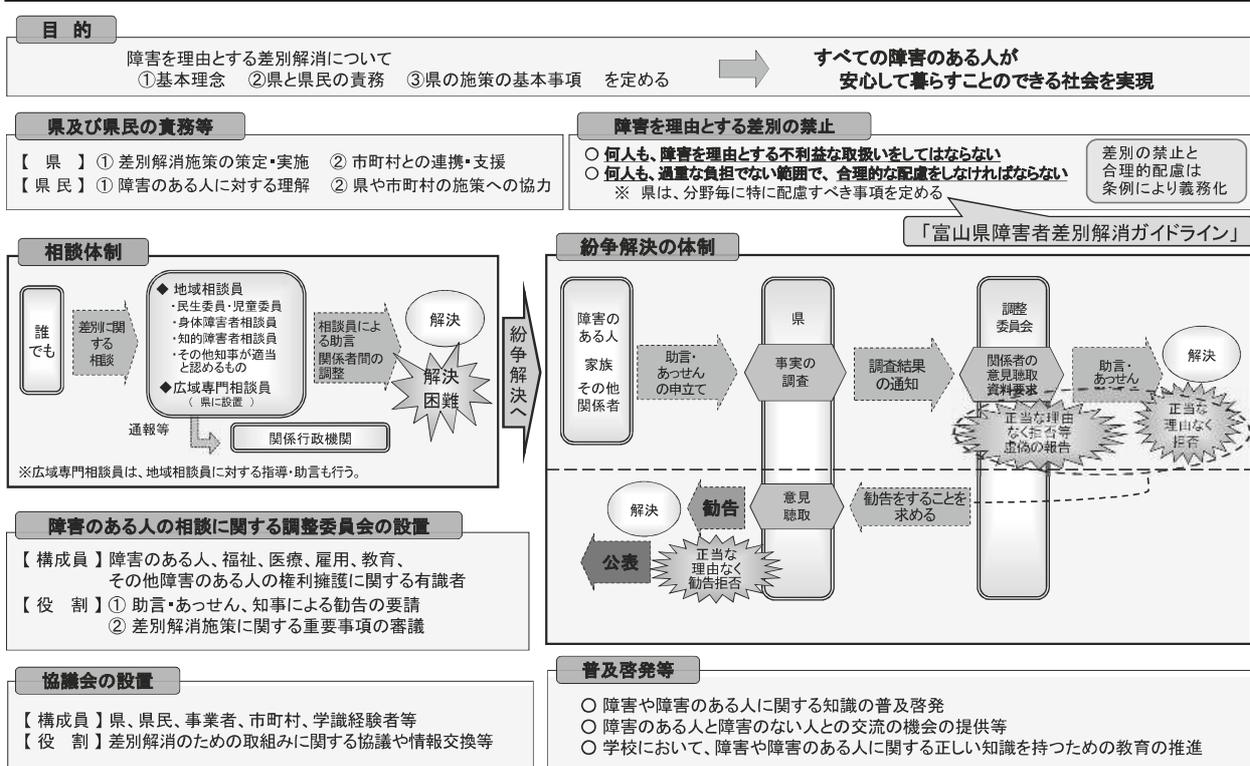
施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

（出典：内閣府ホームページ）

VII

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成26年12月17日成立・公布、平成28年4月1日施行、平成31年4月1日一部改正施行



その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

5 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法）を踏まえ、県及び市町村において障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、資格、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能障害、重度身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代読・代筆、職種和や指点字等）や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の推進を図ります。

6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における研修等の充実

障害者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくことが重要です。そのためには、提供体制の確保や、権利擁護の視点を含めた職員研修の充実、サービス管理責任者や相談支援専門員による本人の意思・人格を尊重したサービス提供体制の整備、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなくいきいきと障害者等への支援に従事できるようにするための処遇や職場環境の改善を進めていきます。

VII

その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

7 安全確保に向けた取組み

(1) 防災対策に向けた取組み

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるよう、平常時からの地域住民や関係機関との連携による利用者の安全確保に向けた取組みに支援を行うほか、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえ、防災対策を考えていきます。

なお、障害児者が避難する場合及び避難所運営においては障害特性に応じた合理的配慮が必要となることから、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき市町村における要支援者の避難支援体制の整備を推進するなど、適切な対策が講じられるよう市町村や関係機関とも連携していきます。

障害者等の要配慮者は大規模災害の被害を受けやすいことから、実践的な防災訓練の実施等、市町村とも連携しながら、実効性のある防災対策を推進します。また、緊急時には災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や災害派遣福祉チーム（DWAT）、その他関係機関の緊密な連携のもと、適切な対応がなされるよう体制の整備に努めます。

さらに、障害福祉サービス事業所等が整備した施設が地震等の大規模な自然災害により被害を受けた場合に、障害福祉サービスの確保・継続のため、国とも連携し、施設の速やかな復旧のための支援をします。

(2) 感染症対策に向けた取組み

コロナ禍の振り返りから、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所における感染症対策が実効性のあるものとなるよう、教育教材や指導監査等の機会を活用して啓発を進めていきます。また、福祉人材を育成するための各種研修をオンラインで実施するなど、研修方法の見直しにも努めます。

感染症拡大を防ぐための対策を十分に講じてなお、万が一、入所施設等で感染症によるクラスターが発生した場合には、これまで施設消毒や清掃、職員派遣にかかる費用などのかかり増し経費に対する支援をしてきたほか、令和2年12月に構築した他の施設等からの応援職員派遣体制を状況に応じて活用し、感染拡大の防止を図ります。

(3) 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成について

令和6年度からは、災害や感染症が発生した場合であっても必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定及び計画に基づく研修及び訓練の実施が義務付けられます。これまでも事業継続計画等の作成を支援してきましたが、今後は指導監査の機会などを活用し、県内事業所の体制整備を推進します。

VII

その他自立支援給付及び地域生活支援事業
並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

VIII 計画の達成状況の点検及び評価

県の関係部局や各市町村、富山労働局をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制を整え総合的な施策推進に取り組めます。

また、成果目標及び活動指標の達成状況については年1回、活動指標については年2回実績を把握し、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を検討します。また、その際には県障害者施策推進協議会に報告し、点検、評価を受けるとともに、その内容について、ホームページ等への掲載による情報提供に努めます。

IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等

富山圏域

1 令和8年度の数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	第6期 計画値	R5 実績見込	目標値	考え方
令和4年度末時点の 施設入所者数(A)	550人 ※令和元年度末 時点		545人 (基準値)	福祉施設に入所してい る障害者
令和8年度末の入所 者数(B)	540人 ※令和5年度末 の目標	551人	537人	
【成果目標】 入所者減少見込数 (A-B)	10人	-1人	8人	令和5年度末段階での 減少見込数
【成果目標】 地域生活移行者数	34人	6人	11人	(A)のうち、令和5年度 末までに地域生活へ移 行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	第6期 計画値	R3実績	目標値	考え方
一般就労移行者数 (年間)(A)	81人	67人	90人	令和8年度において福 祉施設※3を退所し、 一般就労※4する人の 数
就労移行支援事業の 利用者の一般就労へ の移行 ((A)の内数)	34人	33人	42人	就労移行支援事業の利 用者のうち、一般就労 への移行者数の見込み
就労継続支援A型事 業の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	31人	25人	35人	就労継続支援A型事業 の利用者のうち、一般 就労への移行者数の見 込み
就労継続支援B型事 業の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	13人	7人	10人	就労継続支援B型事業 の利用者のうち、一般 就労への移行者数の見 込み

就労定着支援事業の利用者数			57人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合
---------------	--	--	-----	---

2 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みと主な指定障害福祉サービス基盤整備計画

(1) 訪問系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区分	単位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	利用者数	人	375	412	423	437	454	473
	利用量	時間分	5,073	5,686	5,931	6,161	6,403	6,656
重度訪問介護	利用者数	人	17	19	20	23	24	25
	利用量	時間分	5,301	5,021	5,625	6,626	6,976	7,347
同行援護	利用者数	人	37	45	46	48	48	50
	利用量	時間分	519	807	831	843	843	859
行動援護	利用者数	人	26	29	32	36	39	42
	利用量	時間分	745	786	825	880	943	1012
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区分	単位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	利用者数	人	1,106	1,111	1,128	1,139	1,145	1,152
	利用量	人日分	21,870	22,138	21,280	21,796	21,922	22,050
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	10	8	9	11	11	11
	利用量	人日分	123	117	141	171	171	171
就労選択支援	利用者数	人	—	—	—	0	24	27
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	32	48	49	50	51	51
	利用量	人日分	433	742	779	794	812	812

就労移行支援	利用者数	人	74	89	91	98	102	108
	利用量	人日分	1,163	1,394	1,473	1,591	1,657	1,763
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	652	659	666	673	680	686
	利用量	人日分	13,116	13,430	13,395	13,595	13,743	13,872
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	1,105	1,172	1,228	1,285	1,343	1,405
	利用量	人日分	19,753	21,334	21,959	23,154	24,210	25,320
就労定着支援	利用者数	人	40	38	43	45	48	51
療養介護	利用者数	人	125	128	129	129	130	130
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数	人	98	87	113	126	137	149
	利用量	人日分	494	403	547	629	694	766

※「人日分」：月間の利用人員×平均日数

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5 年度 実績見込	整備計画			(参考)
				6 年度	7 年度	8 年度	8 年度累計
生活介護	事業所数	箇所	82	1	0	0	83
	定員数	人	2,109	24	0	0	2,133
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	箇所	21	0	0	1	22
	定員数	人	392	0	0	18	410
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	箇所	27	0	0	1	28
	定員数	人	405	0	0	14	419
就労移行支援	事業所数	箇所	14	1	0	1	16
	定員数	人	179	22	0	22	223
就労継続支援 (A型)	事業所数	箇所	37	1	0	0	38
	定員数	人	664	18	0	0	682
就労継続支援 (B型)	事業所数	箇所	70	3	3	2	78
	定員数	人	1,484	66	66	44	1,660

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(3) 居住系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	利用者数	人	551	545	545	541	539	537
自立生活援助	利用者数	人	0	6	6	7	7	8
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	460	471	489	508	530	551

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5年度 実績見込	整備計画			(参考) 8年度累計
				6年度	7年度	8年度	
共同生活援助 (グループホーム)	事業所数	箇所	51	2	2	1	56
	定員数	人	659	28	28	14	729
施設入所支援	事業所数	箇所	12	0	0	0	12
	定員数	人	728	0	0	0	728

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(4) 相談支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績見込)	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用者数	人	924	961	969	993	1,019	1,049
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	人	0	1	1	4	5	7
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	人	47	48	50	53	55	58

(5) 障害児通所支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
	利用 児童数	人	402	438	478	513	556	603
児童発達支援	利用 量	人日 分	2,109	2,671	2,767	2,976	3,219	3,483
	利用 児童数	人	861	993	1,071	1,148	1,232	1,322
放課後等デイサ ービス	利用 量	人日 分	10,099	11,939	12,502	13,460	14,453	15,511
	利用 児童数	人	2	10	22	27	33	39
保育所等訪問支 援	利用 量	人日 分	2	10	30	37	46	54
	利用 児童数	人	0	0	0	2	2	3
居宅訪問型児童 発達支援	利用 量	人日 分	0	0	0	11	11	11

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5年度 実績見込	整備計画			(参考) 8年度累計
	事業 所数	箇所		6年度	7年度	8年度	
福祉型児童発達 支援	事業 所数	箇所	53	3	3	4	63
	定員 数	人	671	39	39	52	801
医療型児童発達 支援	事業 所数	箇所	1	0	0	0	1
	定員 数	人	40	0	0	0	40
放課後等デイサ ービス	事業 所数	箇所	78	7	8	8	101
	定員 数	人	900	77	88	88	1,153

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(6) 障害児相談支援

[各年度の見込量(1か月当たりの見込量)]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
	利用 児童数	人						
障害児相談支援	利用 児童数	人	397	450	489	514	549	585

高岡圏域

1 令和8年度の数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	第6期 計画値	R5 実績見込	目標値	考え方
令和4年度末時点の 施設入所者数(A)	393人 ※令和元年度末 時点		389人 (基準値)	福祉施設に入所している 障害者
令和8年度末の入所 者数(B)	388人 ※令和5年度末 の目標	387人	381人	
【成果目標】 入所者減少見込数 (A-B)	5人	6人	8人	令和5年度末段階での 減少見込数
【成果目標】 地域生活移行者数	12人	6人	13人	(A)のうち、令和5年度 末までに地域生活へ移 行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	第6期 計画値	R3実績	目標値	考え方
一般就労移行者数 (年間)(A)	44人	39人	52人	令和8年度において福 祉施設※3を退所し、 一般就労※4する人の 数
就労移行支援事業の 利用者の一般就労へ の移行 ((A)の内数)	19人	15人	20人	就労移行支援事業の利 用者のうち、一般就労 への移行者数の見込み
就労継続支援A型事 業の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	13人	17人	24人	就労継続支援A型事業 の利用者のうち、一般 就労への移行者数の見 込み
就労継続支援B型事 業の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	11人	5人	9人	就労継続支援B型事業 の利用者のうち、一般 就労への移行者数の見 込み

就労定着支援事業の利用者数			18人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合
---------------	--	--	-----	---

2 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みと主な指定障害福祉サービス基盤整備計画

(1) 訪問系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	利用者数	人	150	148	157	164	172	180
	利用量	時間分	1,396	1,664	1,622	1,807	1,894	1,981
重度訪問介護	利用者数	人	3	4	4	6	6	7
	利用量	時間分	1,417	1,923	1,920	2,600	2,600	2,760
同行援護	利用者数	人	32	36	40	44	47	50
	利用量	時間分	395	514	580	624	668	712
行動援護	利用者数	人	26	34	35	39	42	45
	利用量	時間分	232	301	292	320	344	368
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0	0	2	2	3

(2) 日中活動系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	利用者数	人	802	810	813	826	839	852
	利用量	人日分	15,712	16,206	15,709	16,379	16,636	16,893
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	1	3	2	4	4	4
	利用量	人日分	22	53	42	76	76	76
就労選択支援	利用者数	人	—	—	—	0	4	8
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	21	19	16	18	19	20
	利用量	人日分	228	251	167	212	218	224

就労移行支援	利用者数	人	35	33	37	41	44	47
	利用量	人日分	606	494	571	671	724	777
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	439	416	424	440	457	474
	利用量	人日分	8,798	8,367	8,088	8,620	8,954	9,288
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	688	733	740	759	777	795
	利用量	人日分	11,923	13,160	12,719	13,354	13,672	13,990
就労定着支援	利用者数	人	12	13	12	15	18	22
療養介護	利用者数	人	84	81	83	86	87	88
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数	人	54	51	62	69	73	77
	利用量	人日分	280	254	323	381	399	417

※「人日分」：月間の利用人員×平均日数

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5 年度 実績見込	整備計画			(参考)
				6 年度	7 年度	8 年度	8 年度累計
生活介護	事業所数	箇所	38	1	0	0	39
	定員数	人	819	24	0	0	843
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	箇所	3	0	0	1	4
	定員数	人	50	0	0	18	68
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	箇所	7	0	0	0	7
	定員数	人	79	0	0	0	79
就労移行支援	事業所数	箇所	4	0	0	0	4
	定員数	人	34	0	0	0	34
就労継続支援 (A型)	事業所数	箇所	17	2	0	1	20
	定員数	人	314	36	0	18	368
就労継続支援 (B型)	事業所数	箇所	34	2	1	1	38
	定員数	人	744	44	22	22	832

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(3) 居住系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4 年度 (実績)	5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
施設入所支援	利用者数	人	393	388	387	386	384	382
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0	3	3	3
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	220	223	232	239	246	253

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5 年度 実績見込	整備計画			(参考) 8 年度累計
				6 年度	7 年度	8 年度	
共同生活援助 (グループホーム)	事業所数	箇所	15	2	0	0	17
	定員数	人	185	28	0	0	213
施設入所支援	事業所数	箇所	7	0	0	0	7
	定員数	人	280	0	0	0	280

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(4) 相談支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	利用者数	人	493	538	561	584	607	630
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	人	0	0	0	3	3	3
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	人	1	1	1	2	3	3

(5) 障害児通所支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
	利用 児童数	人	222	256	241	250	257	264
児童発達支援	利用 量	人日 分	1,247	1,334	1,392	1,483	1,524	1,565
	利用 児童数	人	431	466	496	513	530	547
放課後等デイサ ービス	利用 量	人日 分	5,797	6,343	6,705	6,782	7,008	7,234
	利用 児童数	人	2	1	2	2	3	3
保育所等訪問支 援	利用 量	人日 分	4	3	6	6	8	8
	利用 児童数	人	0	0	0	2	3	3
居宅訪問型児童 発達支援	利用 量	人日 分	0	0	0	6	8	8

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5年度 実績見込	整備計画			(参考) 8年度累計
	事業 所数	箇所		6年度	7年度	8年度	
福祉型児童発達 支援	事業 所数	箇所	17	1	1	1	20
	定員 数	人	200	13	13	13	239
医療型児童発達 支援	事業 所数	箇所	1	0	0	0	1
	定員 数	人	20	0	0	0	20
放課後等デイサ ービス	事業 所数	箇所	41	2	2	3	48
	定員 数	人	400	22	22	33	477

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(6) 障害児相談支援

[各年度の見込量(1か月当たりの見込量)]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
	利用 児童数	人						
障害児相談支援	利用 児童数	人	160	171	181	188	195	207

新川圏域

1 令和8年度の数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	第6期 計画値	R5 実績見込	目標値	考え方
令和4年度末時点の 施設入所者数(A)	169人 ※令和元年度末 時点		159人 (基準値)	福祉施設に入所してい る障害者
令和8年度末の入所 者数(B)	160人 ※令和5年度末 の目標	163人	152人	
【成果目標】 入所者減少見込数 (A-B)	9人	6人	7人	令和5年度末段階での 減少見込数
【成果目標】 地域生活移行者数	7人	1人	7人	(A)のうち、令和5年度 末までに地域生活へ移 行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	第6期 計画値	R3実績	目標値	考え方
一般就労移行者数 (年間)(A)	17人	15人	24人	令和8年度において福 祉施設※3を退所し、 一般就労※4する人の 数
就労移行支援事業の 利用者の一般就労へ の移行 ((A)の内数)	6人	6人	8人	就労移行支援事業の利 用者のうち、一般就労 への移行者数の見込み
就労継続支援A型事 業の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	5人	2人	9人	就労継続支援A型事業 の利用者のうち、一般 就労への移行者数の見 込み
就労継続支援B型事 業の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	6人	0人	7人	就労継続支援B型事業 の利用者のうち、一般 就労への移行者数の見 込み

就労定着支援事業の利用者数			10人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合
---------------	--	--	-----	---

2 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みと主な指定障害福祉サービス基盤整備計画

(1) 訪問系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区分	単位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	利用者数	人	160	80	92	100	104	108
	利用量	時間分	2,786	903	958	1,063	1,111	1,159
重度訪問介護	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
	利用量	時間分	685	699	948	950	950	950
同行援護	利用者数	人	1	0	8	9	9	9
	利用量	時間分	3	0	23	35	35	35
行動援護	利用者数	人	0	0	0	1	1	1
	利用量	時間分	0	0	0	5	5	5
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区分	単位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	利用者数	人	302	297	313	327	331	335
	利用量	人日分	6,229	6,141	5,909	6,123	6,199	6,275
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	0	0	0	2	2	2
	利用量	人日分	0	0	0	42	42	42
就労選択支援	利用者数	人	—	—	—	0	13	18
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	1	1	1	5	5	5
	利用量	人日分	23	18	16	94	94	94

就労移行支援	利用者数	人	5	17	23	29	31	33
	利用量	人日分	66	242	292	464	496	528
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	69	71	92	95	98	101
	利用量	人日分	1,366	1,471	1,585	1,725	1,785	1,845
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	331	324	345	356	361	366
	利用量	人日分	6,042	5,930	5,573	5,878	6,002	6,109
就労定着支援	利用者数	人	6	3	4	10	10	11
療養介護	利用者数	人	34	35	35	37	37	37
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数	人	15	32	57	66	68	70
	利用量	人日分	112	190	235	302	311	320

※「人日分」：月間の利用人員×平均日数

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5 年度 実績見込	整備計画			(参考)
				6 年度	7 年度	8 年度	8 年度累計
生活介護	事業所数	箇所	19	1	0	0	20
	定員数	人	348	24	0	0	372
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	箇所	0	0	0	1	1
	定員数	人	0	0	0	18	18
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	箇所	1	0	0	1	2
	定員数	人	10	0	0	14	24
就労移行支援	事業所数	箇所	3	1	0	0	4
	定員数	人	22	11	0	0	33
就労継続支援 (A型)	事業所数	箇所	5	0	1	0	6
	定員数	人	80	0	18	0	98
就労継続支援 (B型)	事業所数	箇所	15	2	0	1	18
	定員数	人	333	44	0	22	399

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(3) 居住系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4 年度 (実績)	5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
施設入所支援	利用者数	人	165	160	162	161	157	152
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0	4	4	5
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	155	166	181	185	187	189

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5 年度 実績見込	整備計画			(参考) 8 年度累計
				6 年度	7 年度	8 年度	
共同生活援助 (グループホーム)	事業所数	箇所	13	1	0	0	14
	定員数	人	199	14	0	0	213
施設入所支援	事業所数	箇所	2	0	0	0	2
	定員数	人	100	0	0	0	100

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(4) 相談支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	利用者数	人	222	246	192	202	211	221
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	人	0	0	0	4	4	4
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	人	1	2	3	6	6	6

(5) 障害児通所支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
	児童発達支援	利用 児童数	人	28	53	48	62	63
利用 量		人日 分	425	421	347	620	630	640
放課後等デイサ ービス	利用 児童数	人	128	135	149	162	167	172
	利用 量	人日 分	1,636	1,770	1,715	1,949	2,013	2,077
保育所等訪問支 援	利用 児童数	人	4	11	17	25	27	28
	利用 量	人日 分	4	11	14	29	32	33
居宅訪問型児童 発達支援	利用 児童数	人	0	0	0	3	3	3
	利用 量	人日 分	0	0	0	7	7	7

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5年度 実績見込	整備計画			(参考) 8年度累計
				6年度	7年度	8年度	
福祉型児童発達 支援	事業 所数	箇所	3	1	0	0	4
	定員 数	人	40	13	0	0	53
医療型児童発達 支援	事業 所数	箇所	0	0	0	0	0
	定員 数	人	0	0	0	0	0
放課後等デイサ ービス	事業 所数	箇所	10	1	1	0	12
	定員 数	人	113	11	11	0	135

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(6) 障害児相談支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
	利用 児童数	人						
障害児相談支援	利用 児童数	人	21	54	62	71	79	88

砺波圏域

1 令和8年度の数値目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	第6期 計画値	R5 実績見込	目標値	考え方
令和4年度末時点の 施設入所者数(A)	221人 ※令和元年度末 時点		210人 (基準値)	福祉施設に入所してい る障害者
令和8年度末の入所 者数(B)	209人 ※令和5年度末 の目標	209人	200人	
【成果目標】 入所者減少見込数 (A-B)	12人	12人	11人	令和5年度末段階での 減少見込数
【成果目標】 地域生活移行者数	18人	16人	10人	(A)のうち、令和5年度 末までに地域生活へ移 行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	第6期 計画値	R3実績	目標値	考え方
一般就労移行者数 (年間)(A)	28人	8人	17人	令和8年度において福 祉施設※3を退所し、 一般就労※4する人の 数
就労移行支援事業の 利用者の一般就労へ の移行 ((A)の内数)	11人	2人	4人	就労移行支援事業の利 用者のうち、一般就労 への移行者数の見込み
就労継続支援A型事 業の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	12人	6人	10人	就労継続支援A型事業 の利用者のうち、一般 就労への移行者数の見 込み
就労継続支援B型事 業の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	5人	0人	3人	就労継続支援B型事業 の利用者のうち、一般 就労への移行者数の見 込み

就労定着支援事業の利用者数			10人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合
---------------	--	--	-----	---

2 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みと主な指定障害福祉サービス基盤整備計画

(1) 訪問系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区分	単位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	利用者数	人	82	77	73	80	87	95
	利用量	時間分	1,110	920	949	1,043	1,137	1,231
重度訪問介護	利用者数	人	1	1	1	2	2	3
	利用量	時間分	952	798	950	961	971	1,041
同行援護	利用者数	人	11	11	11	11	11	12
	利用量	時間分	77	93	91	91	91	96
行動援護	利用者数	人	3	2	3	4	4	5
	利用量	時間分	75	68	69	75	80	87
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0	0	1	1	3

(2) 日中活動系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区分	単位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	利用者数	人	330	327	335	341	347	353
	利用量	人日分	6,775	6,642	6,417	6,598	6,713	6,828
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	0	0	0	1	1	2
	利用量	人日分	0	0	0	1	1	9
就労選択支援	利用者数	人	—	—	—	0	3	6
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	7	8	5	7	8	8
	利用量	人日分	160	139	93	153	171	171

就労移行支援	利用者数	人	10	9	12	19	26	35
	利用量	人日分	150	145	141	262	377	465
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	168	172	178	182	185	188
	利用量	人日分	3,509	3,496	3,464	3,565	3,569	3,643
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	267	289	298	297	301	305
	利用量	人日分	5,145	5,632	5,208	5,445	5,519	5,593
就労定着支援	利用者数	人	2	0	0	5	8	10
療養介護	利用者数	人	48	47	48	50	50	51
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数	人	22	17	26	36	43	49
	利用量	人日分	190	95	118	166	202	228

※「人日分」：月間の利用人員×平均日数

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5 年度 実績見込	整備計画			(参考)
				6 年度	7 年度	8 年度	8 年度累計
生活介護	事業所数	箇所	12	1	0	0	13
	定員数	人	321	24	0	0	345
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	箇所	0	0	0	1	1
	定員数	人	0	0	0	18	18
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	箇所	1	0	0	1	2
	定員数	人	20	0	0	14	34
就労移行支援	事業所数	箇所	1	1	1	0	3
	定員数	人	6	11	11	0	28
就労継続支援 (A型)	事業所数	箇所	6	0	1	0	7
	定員数	人	110	0	18	0	128
就労継続支援 (B型)	事業所数	箇所	12	0	0	1	13
	定員数	人	294	0	0	22	316

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(3) 居住系サービス

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4 年度 (実績)	5 年度 (実績見込)	6 年度	7 年度	8 年度
施設入所支援	利用者数	人	212	210	209	206	203	200
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0	0	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	157	168	168	176	184	190

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5 年度 実績見込	整備計画			(参考) 8 年度累計
				6 年度	7 年度	8 年度	
共同生活援助 (グループホーム)	事業所数	箇所	12	1	0	1	14
	定員数	人	200	14	0	14	228
施設入所支援	事業所数	箇所	6	0	0	0	6
	定員数	人	217	0	0	0	217

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(4) 相談支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	利用者数	人	362	373	325	338	348	358
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	人	0	0	0	4	4	4
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	人	0	0	0	3	4	4

(5) 障害児通所支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
	利用 児童数	人	66	75	85	91	95	99
児童発達支援	利用 量	人日 分	721	668	617	653	664	675
	利用 児童数	人	150	175	189	199	208	217
放課後等デイサ ービス	利用 量	人日 分	2,083	2,530	2,414	2,465	2,521	2,577
	利用 児童数	人	0	0	4	5	5	5
保育所等訪問支 援	利用 量	人日 分	0	0	4	5	5	5
	利用 児童数	人	0	0	0	1	1	3
居宅訪問型児童 発達支援	利用 量	人日 分	0	0	0	1	1	3

[基盤整備計画]

区 分	単 位		5年度 実績見込	整備計画			(参考) 8年度累計
	事業 所数	箇所		6年度	7年度	8年度	
福祉型児童発達 支援	事業 所数	箇所	4	0	1	0	5
	定員 数	人	55	0	13	0	68
医療型児童発達 支援	事業 所数	箇所	0	0	0	0	0
	定員 数	人	0	0	0	0	0
放課後等デイサ ービス	事業 所数	箇所	13	1	1	1	16
	定員 数	人	118	11	11	11	151

※事業所数、定員数は令和5年12月1日現在。

※整備計画の1事業所あたりの定員は、各サービスごとの1事業所あたりの県内平均定員とした。

※各年度ごとの利用者数（見込み）が増加する分を整備するもの。

(6) 障害児相談支援

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		令和3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
	利用 児童数	人						
障害児相談支援	利用 児童数	人	84	122	103	113	122	131

策定経過

年	年月日	項 目
令和5年	5月	国の計画策定に係る基本指針の告示
	8月8日	●第1回障害者施策推進協議会 (計画策定の概要、スケジュール等説明)
	8月～9月	入所施設への入所者数見込み等の調査を実施
	10月23日	●第2回障害者施策推進協議会 (計画骨子案(素案たたき台)の審議)
	10月～12月	市町村へ市町村障害福祉計画の数値目標等の調査を実施 計画素案(数値目標設定)作成
	12月25日	●第3回障害者施策推進協議会 (計画素案の審議)
令和6年	1月25日 ～2月22日	★パブリックコメント (素案をホームページに掲載、障害者団体意見集約等)
	3月26日	●第4回障害者施策推進協議会 (最終計画案の報告)

富山県障害者施策推進協議会条例（昭和 47 年 10 月 16 日富山県条例第 47 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 1 項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 6 条例 4・平 12 条例 44・平 16 条例 51・平 23 条例 42・平 24 条例 1・一部改正）

（名称）

第 2 条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する機関の名称は、富山県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

（平 24 条例 1・追加）

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村の長
- (2) 県及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、前項第 1 号及び第 2 号の委員にあつてはそれぞれその職にある期間とし、同項第 3 号及び第 4 号の委員にあつては 2 年とする。ただし、同項第 3 号及び第 4 号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（平 6 条例 4・平 17 条例 112・一部改正、平 24 条例 1・旧第 2 条繰下）

（会長）

第 4 条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（平 24 条例 1・旧第 3 条繰下）

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平 24 条例 1・旧第 4 条繰下）

（幹事）

第 6 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

（平 24 条例 1・旧第 5 条繰下）

（細則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

（平 17 条例 112・一部改正、平 24 条例 1・旧第 6 条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 4 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 6 年規則第 30 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行）

附 則（平成 12 年条例第 44 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 51 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 80 号）第 2 条の規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 17 年 4 月 18 日）

附 則（平成 17 年条例第 112 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 1 号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）第 2 条の規定の施行の日から施行する。（施行の日＝平成 24 年 5 月 21 日）

富山県障害者施策推進協議会委員名簿

令和5年6月現在

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
1号委員 市町村長	富山県市長会会長	藤井 裕久	
	富山県町村会副会長	笹原 靖直	
2号委員 県及び関係行政機 関職員	ふるさと支援学校校長	鍛冶本 園子	
3号委員 学識経験者	(福) 富山県社会福祉協議会専務理事	竹野 博和	
	富山障害者就業・生活支援センター所長	尾野 潤治	
	富山県民生委員児童委員協議会副会長	松原 亨	
	富山県精神科医会会長	宮津 健次	
	富山県ホームヘルパー協議会会長	田中 景子	
	(公社) 富山県看護協会会長	稲村 睦子	
	富山福祉短期大学教授	鷹西 恒	会長
4号委員 障害者及び障害 者の福祉に関す る事業従事者	(一社) 富山県手をつなぐ育成会常務理事	平野 幹夫	
	(福) 富山県聴覚障害者協会理事	中西 佳子	
	(一社) 富山県身体障害者福祉協会常務理事	西野 満男	
	(NPO) 富山県精神保健福祉家族連合会理事長	中村 喜久男	
	独立行政法人国立病院機構富山病院院長	金兼 千春	
	富山県知的障害者福祉協会会長	車谷 市朗	
	(福) 富山県視覚障害者協会副会長	堀 恵一	
	富山県重症心身障害児(者)を守る会副会長	石川 靖雄	
	とやま発達障がい親の会会長	八幡 祐子	
	全国パーキンソン病友の会富山県支部事務局長	釣 朱實	

○オブザーバー 富山市障害福祉課長 西田 清和

**富山県第7期障害福祉計画
(第3期障害児福祉計画)**

令和6年3月

富山県厚生部障害福祉課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3212 FAX 076-444-3494

(印刷)

地域活動支援センターⅢ型

富山生きる場センター

〒939-8075 富山市今泉312番地

この印刷物は、政策目的随意契約制度を活用し、
富山生きる場センターに発注しました。